平成２１年（フ）第２０５号
沖縄県うるま市字赤道358番地
債務者　山城　　茜
1　決定年月日時　平成21年11月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月19日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月19日午後１時10分
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２１年（フ）第１２７８０号
東京都江東区亀戸７丁目57―12―1211、破産手続申立時の住所東京都江東区大島８丁目25－８
債務者　渡邊　　薫
1　決定年月日時　平成21年11月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月21日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月21日午後４時
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１２７８１号
東京都江東区亀戸７丁目57―12―1211、破産手続申立時の住所東京都江東区大島８丁目25－８
債務者　渡邊　奈幸
1　決定年月日時　平成21年11月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月21日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月21日午後４時
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１２２６号
東京都多摩市関戸４丁目４番地の20多摩リバーハウス102
債務者　伊藤八洲雄
1　決定年月日時　平成21年11月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月27日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月27日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２１年（フ）第１２７４号
東京都立川市砂川町６丁目８番地の15メゾンウエノ103号
債務者　稲田　圭吾
1　決定年月日時　平成21年11月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月27日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月27日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２１年（フ）第１２９３号
東京都東村山市萩山町１丁目２番地24ホワイトキャッスル萩山207
債務者　宮坂　由雄
1　決定年月日時　平成21年11月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月27日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月27日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２１年（フ）第１１６１号
東京都三鷹市上連雀２丁目20番８号第２カミニコーポ206
債務者　林　　光
1　決定年月日時　平成21年11月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月29日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月29日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２１年（フ）第１１８４号
東京都府中市白糸台１丁目73番地の１藤和シティホームズ府中白糸台605号
債務者　後藤　陽子
1　決定年月日時　平成21年11月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月29日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月29日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２１年（フ）第１２０９号
東京都小平市鈴木町１丁目242番地の10ニューシティサンヒルズＡ―204号
債務者　奈良　公樹
1　決定年月日時　平成21年11月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月29日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月29日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２１年（フ）第１２０２号
東京都小平市上水新町３丁目１番４号清水コーポ25号
債務者　秋山　恒雄
1　決定年月日時　平成21年11月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月５日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月５日午前11時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２１年（フ）第１２２３号
東京都立川市砂川町８丁目43番地の24峯岸マンション201号
債務者　松永　弘幸
1　決定年月日時　平成21年11月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月５日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月５日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２１年（フ）第１２３５号
東京都葛飾区水元３丁目６番24―602号グリーンパークⅡ水元
債務者　浦野　道枝
1　決定年月日時　平成21年11月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月５日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月５日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２１年（フ）第１２３８号
東京都東久留米市滝山３丁目11番16号デルフィー203
債務者　齋藤　千晴
1　決定年月日時　平成21年11月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月５日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月５日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２１年（フ）第１２５５号
東京都小平市喜平町１丁目５番18―407号
債務者　眞船　保栄
1　決定年月日時　平成21年11月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月５日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月５日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２１年（フ）第１２９２号
東京都三鷹市上連雀４丁目21番16号
債務者　山口　光浩
1　決定年月日時　平成21年11月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月５日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月５日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部